

岩手県告示第776号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成28年10月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 陸前高田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 陸前高田都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業（高田南地区）
- 3 事業地
 - （1）収用の部分 陸前高田市高田町字裏田、字荒町、字馬場前、字大町、字馬場、字館の沖及び字本丸の各一部
 - （2）使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成26年6月3日から平成31年3月31日まで